

マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

マイナンバー

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られるマイナンバー（12桁）を指定し、通知カードにより本人に通知

マイナンバーカード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きのマイナンバーカードを交付
- マイナンバーカードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号（13桁）を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイナポータルで、情報連携記録を確認
- マイナンバーの取扱いを監視・監督する個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定める事務に利用（第9条第2項）。

3

マイナンバー制度の仕組み

◎個人に

- ① 悉皆性（住民票を有する全員に付番）
- ② 唯一無二性（1人1番号で重複の無いように付番）
- ③ 「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号）
- ④ 最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている新たな「個人番号」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

③本人確認

◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け



◎個人が自分が自分であることを証明するための仕組み

◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

情報提供ネットワークシステムにより共有される主な情報と利用

番号法又は地方公共団体の条例若しくは特定個人情報保護委員会規則に基づき、
 情報提供ネットワークシステムを利用できる①情報照会者、②利用事務、③情報提供者、④共有する特定個人情報を限定列挙。

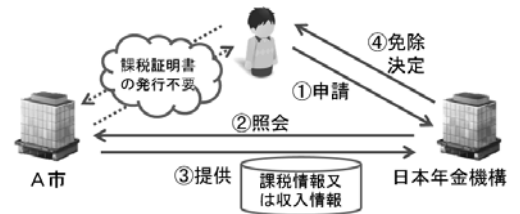
別表第二(第19条関係)

地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
 ⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！

- 国民年金法による保険料の徴収に関する事務
- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務 等

【事例】国民年金保険料の免除申請

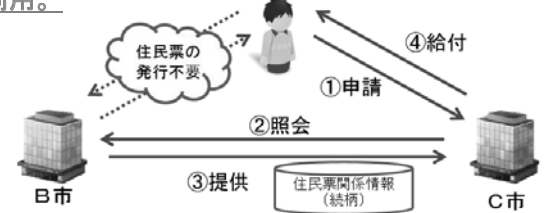


住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

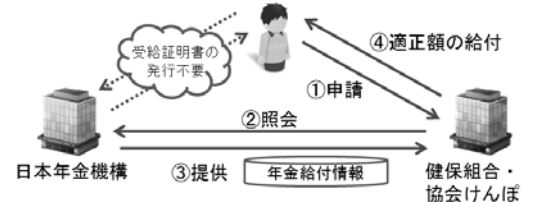
⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。
 ⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に！

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】児童扶養手当の申請



【事例】傷病手当金の申請



他の社会保障給付に関する情報

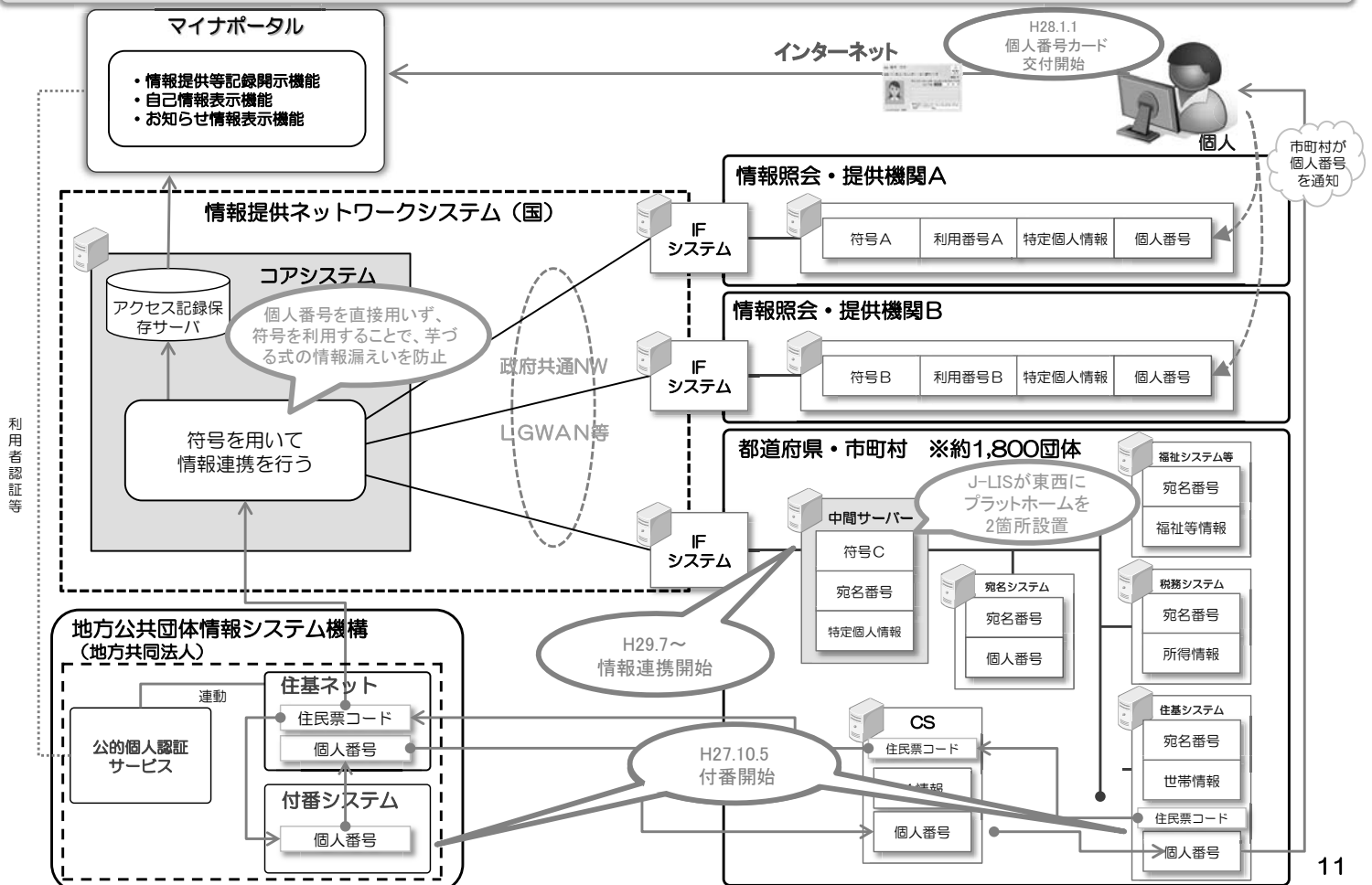
⇒社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。
 ⇒住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！

- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務
- 労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等

上記の他、障害者関係情報、生活保護関係情報(種類と支給額)、年金の加入者情報、保険料の徴収情報について、社会保障の事務で共有する場合がある。

10

マイナンバー制度における情報連携の全体像



戸籍制度に関する研究会について

背景

- 平成28年1月から社会保障、税及び災害対策の3分野を対象に番号制度の運用が開始。平成30年度以降には、マイナンバーの利用範囲拡大のための見直し(法改正等)が予定されている。
- 世界最先端IT国家創造宣言(IT戦略)の工程表において、マイナンバーの利用範囲拡大の際に、戸籍事務を対象とすることの検討を行うことが明記。
→ 戸籍事務への番号制度導入について、検討を開始する必要がある。
- 世界最先端IT国家創造宣言(IT戦略)において、IT投資に当たっては、法制度の見直しを含む業務・システム改革により、効率的な行政運営と徹底したコスト削減の実現が求められている。
→ 番号制度の導入に当たって、現行制度の見直し・業務の効率化が必要。

対策

平成26年10月に、法務省内に「戸籍制度に関する研究会」を設置。
番号制度導入に伴う制度改正のための具体的な検討を行い、その結果を踏まえて、戸籍法の改正について法制審へ諮問。



○委員の構成

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 家族法研究者 | (6) 地方自治体 |
| (2) 行政法研究者 | ・全連関係者 |
| (3) 戸籍法研究者 | ・都連関係者 |
| (4) 情報処理研究者 | (7) 関係省庁 |
| (5) 法曹実務家 | |

○主な検討課題

- ・番号制度(マイナンバー制度)導入について
- ・戸籍事務を処理するためのシステムの一元化(クラウド化)の是非及びこれに伴う制度の見直しの要否について
- ・戸籍記載の正確性の担保について 等

スケジュール

※ おおむね月1回開催(全15回程度)

H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	H27.3	H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.9	H27.10	H27.11	H27.12	H28.1	H28.2
論点提示と自由討論(第1回)	論点の洗い出し・整理(第2回～第6回)					個別論点の具体的検討(第7回～第14回)								取りまとめ(第15回)	法制審へ諮問

※以下の図は、法務省「戸籍制度に関する研究会」「戸籍システム検討ワーキンググループ」の資料からの抜粋です。
いずれも法務省のサイトに公開されています。

戸籍システム検討ワーキンググループについて

背景

- 平成26年10月から「戸籍制度に関する研究会」(制度研究会)を立ち上げ、戸籍事務をマイナンバーの利用範囲とすること等について検討を開始
- 世界最先端IT国家創造宣言(IT戦略)において、IT投資に当たっては、法制度の見直しを含む業務・システム改革により、効率的な行政運営と徹底したコスト削減の実現が求められている。
→ 番号制度を導入した場合の業務・システムの在り方について、技術面や費用対効果等の詳細を調査・検討する必要がある。

対策

平成27年度から、法務省の委託を受けた専門業者による調査・研究を実施する。加えて、当該調査事項や調査結果について、評価・検証するとともに、より実務的・技術的な観点からシステム等の詳細を検討するワーキンググループを設置し、検討の結果を制度研究会、法制審議会にフィードバックする。



○メンバー構成

- (1) 情報システム関係専門家
- (2) 個人情報保護専門家
- (3) 情報セキュリティ関係専門家
- (4) 業務・システム効率化関係専門家
- (5) 関係省庁
- (6) 地方自治体(戸籍事務担当者、情報部門担当者)
- (7) 法務局

○主な検討課題

- ・マイナンバーの戸籍情報への適用範囲、付番の方法
- ・他機関に提供する戸籍情報の範囲、情報連携の方法
- ・戸籍の附票、住民票、人口動態等関連業務との連携の在り方
- ・番号制度対応のためのシステムの形態や方式
- ・番号制度対応後の戸籍情報の管理
- ・番号制度対応後の戸籍事務の業務要件
- ・調査研究による成果物等の検証 等

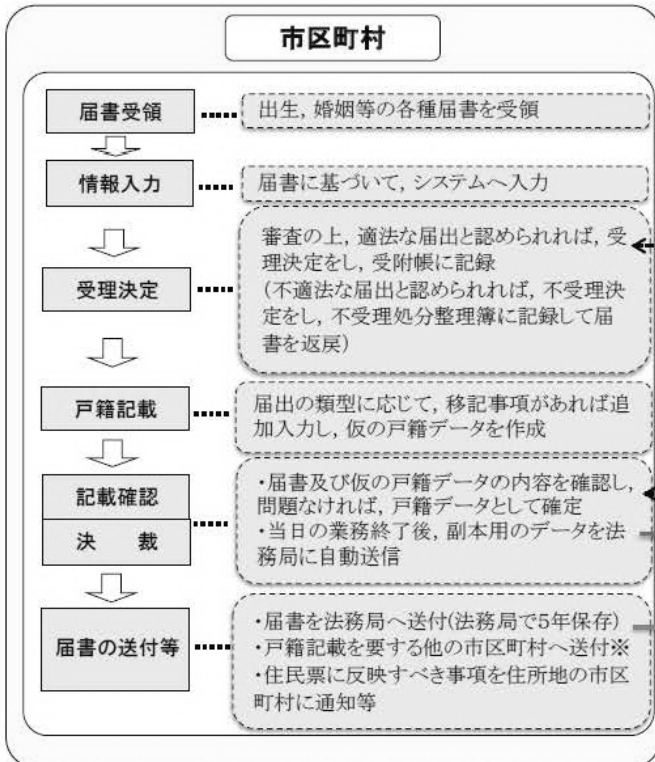
スケジュール

※ おおむね月1回開催

WG	H27.6	H27.7	H27.8～	H28.1	H29.3
	論点提示 (第1回)	調査事項等の確 認(第2回)	個別論点の具体的検討等		
参考	制度研究会			取りまとめ	法制審議会

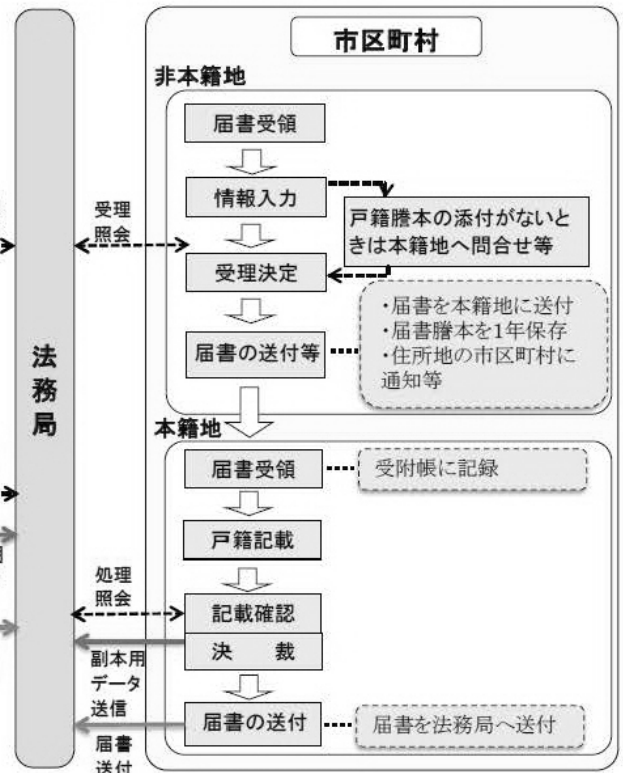
戸籍の事務処理の流れ (コンピュータ化されている場合)

本籍地へ届出がされた場合(全届出の約74%)



※夫の本籍地に婚姻届を提出したが、妻の本籍地が別にある場合など

非本籍地へ届出がされた場合(約26%)

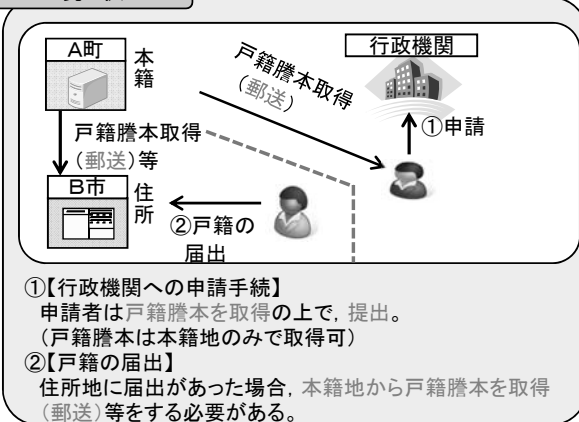


戸籍事務におけるマイナンバー制度の導入について

戸籍事務をマイナンバー制度の利用範囲とすることへの要望等

- 戸籍を確認する必要のある年金事務等の行政手続の効率化のため、戸籍事務をマイナンバー制度の利用範囲とする必要性があるとの指摘。
- 全国知事会、マイナンバー等分科会等において、強い要望あり。

現 状



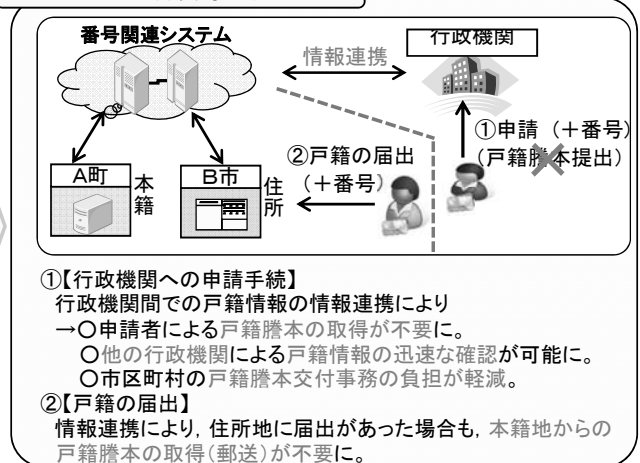
①【行政機関への申請手続】

申請者は戸籍謄本を取得の上で、提出。
(戸籍謄本は本籍地のみで取得可)

②【戸籍の届出】

住所地に届出があった場合、本籍地から戸籍謄本を取得(郵送)等をする必要がある。

マイナンバー制度導入後の一例



①【行政機関への申請手続】

- 行政機関間での戸籍情報の情報連携により
- 申請者による戸籍謄本の取得が不要に。
- 他の行政機関による戸籍情報の迅速な確認が可能に。
- 市区町村の戸籍謄本交付事務の負担が軽減。

②【戸籍の届出】

情報連携により、住所地に届出があった場合も、本籍地からの戸籍謄本の取得(郵送)が不要に。

今後検討すべき事項

〔前提条件として検討すべき事項〕

- ・コンピュータ化する前の紙戸籍等、画像データで保存されているものにつき、どの範囲までマイナンバーとの紐付けを行うか(紐付けの範囲)
- ・戸籍情報システムに記録されている情報のうち、情報連携により提供する情報をどこまで広げるか(情報連携の在り方)

〔前提条件を踏まえた検討事項〕

・約1800の市区町村が個別にシステムを構築していることから、番号制度に対応するためのマイナンバーとの紐付け作業及びシステム改修作業の効率化、経費節減の工夫等を検討する必要がある(紐付け作業方法及び情報連携のための中間サーバの在り方等〔システム一元化の議論に関連〕)。

1 戸籍情報の利用実態等に係る調査

(1) 戸籍証明書の利用目的

調査概要
調査目的 戸籍証明書の提出を要する手続を洗い出し、戸籍情報に対するニーズ等を把握するために、戸籍証明書の利用目的を調査
調査内容等 ■ 東京都内の1自治体を対象とした現地調査において、平成26年分の戸籍証明書の交付請求書の内容を調査することにより、戸籍証明書の利用目的及び提出先を集計 ■ 全市区町村を対象とした書面調査において、現地調査における戸籍証明書交付請求時の利用目的別の比率と、各市区町村における傾向との差異を確認 ■ 全市区町村を対象とした書面調査において、戸籍証明書及び戸籍に関する一般行政証明書の交付件数等を調査
参考データ
統計値 ■ 平成26年度の戸籍証明書の発行件数 記録事項証明書:27,542,317件(うち無料:5,263,935) 謄抄本等:13,254,837件(うち無料:4,211,374) ■ 平成27年度の戸籍証明書の発行件数 記録事項証明書:28,465,302件(うち無料:5,298,305) 謄抄本等:14,265,773件(うち無料:5,118,147)

(2) 戸籍証明書の提出を求める行政機関へのヒアリング

調査概要
調査目的 各行政手続における戸籍証明書の利用の在り方を検討するために、戸籍証明書の提出を求めている行政機関において確認する事項等をヒアリング調査
調査内容等 ■ 調査手法 次の手続を対象に所管する行政機関に対してヒアリングを実施。 ・旅券発給事務に係る手続(外務省) ・年金、児童扶養手当等の社会保障に係る手続(厚生労働省) ・相続税の申告等の税に係る手続(国税庁) ■ 主な調査内容 ・手続において戸籍証明書の提出を求める目的 ・戸籍証明書で確認する事項 ・氏名等の文字の字形等の確認の状況 ・システムでの情報連携等に関する要望・意見等
参考データ
統計値 ■ 国内での一般旅券発行数 平成27年:3,249,593冊 ■ 児童扶養手当(認定請求書受付) 平成27年度:137,365件 ■ 相続税に係る被相続人数 平成27年:133,070人

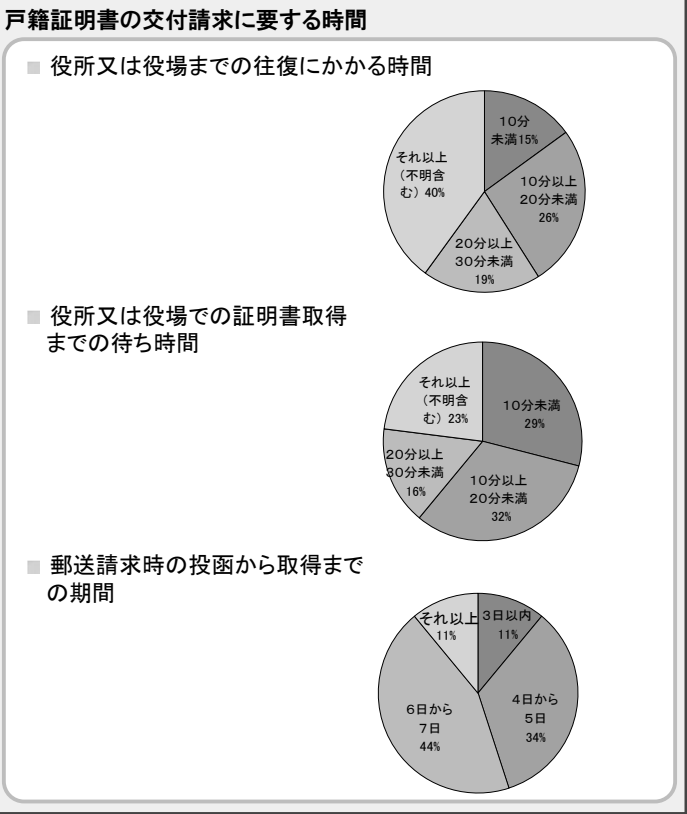
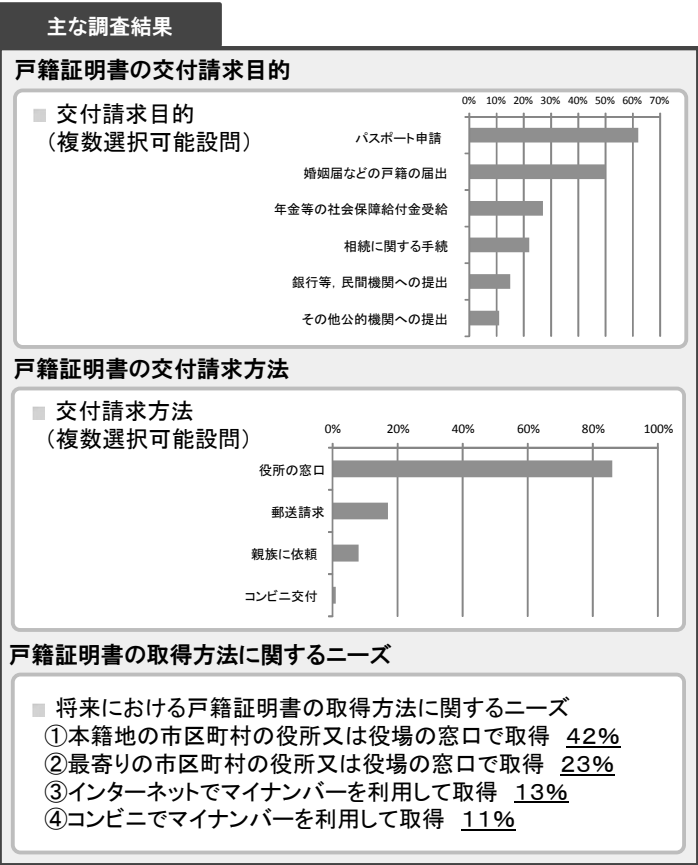
主な調査結果
戸籍証明書の利用目的 多い利用目的(現地調査) ■ 1位 相続関係手続 ■ 2位 年金・社会保障関係手続 ■ 3位 旅券関係手続 ■ 4位 戸籍届出 上位4つで53.3%を占める 書面調査における全市区町村の傾向 1位で86.7%,2位から4位までで85.6%の市区町村が現地調査結果と「同様である」と回答
利用目的別の戸籍証明書の種別 利用目的によって必要とされる戸籍証明書の種別が相違 主に除籍謄抄本及び改製原戸籍謄抄本を交付 ■ 相続関係手続 ■ 年金・社会保障関係手続 主に戸籍記録事項証明書を交付 ■ 旅券関係手続 ■ 戸籍届出
請求形態別の比率 請求形態別の比率(現地調査) ■ 窓口での一般請求(41.5%) ■ 郵送による一般請求(31.5%) ■ 公用請求(27.0%) ※公用請求については、大半が郵送による請求

26

主な調査結果
戸籍証明書で確認すること 利用目的は2つに類型化 ■ 手続の申請書等に記載された内容の確認 ■ 手続の対象者に関して、親族的身分関係にある者の探索等 戸籍証明書で確認する事項 ■ <u>日本国籍を有していること</u> ■ <u>氏名、氏又は名の変更履歴</u> ■ 生年月日 ■ 続柄(性別) ■ 本籍 ■ 特定の者との身分関係(夫婦、親子、兄弟姉妹、相続人など)
各調査機関の情報連携に関する主な要望・意見等 ■ 戸籍の全ての情報ではなく、特定の者との親族的身分関係など必要な情報が提供されること ■ 戸籍に登録されている本人を特定するための構成要素として本籍情報(地番等まで含む)が提供されること ■ 戸籍に登録されている文字の字形を基本として氏名を確認できること

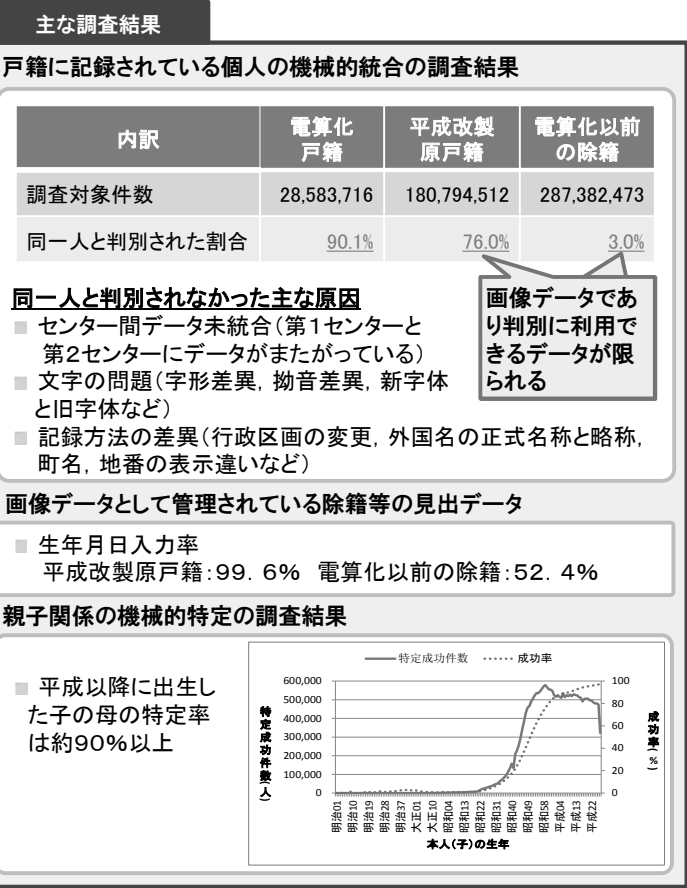
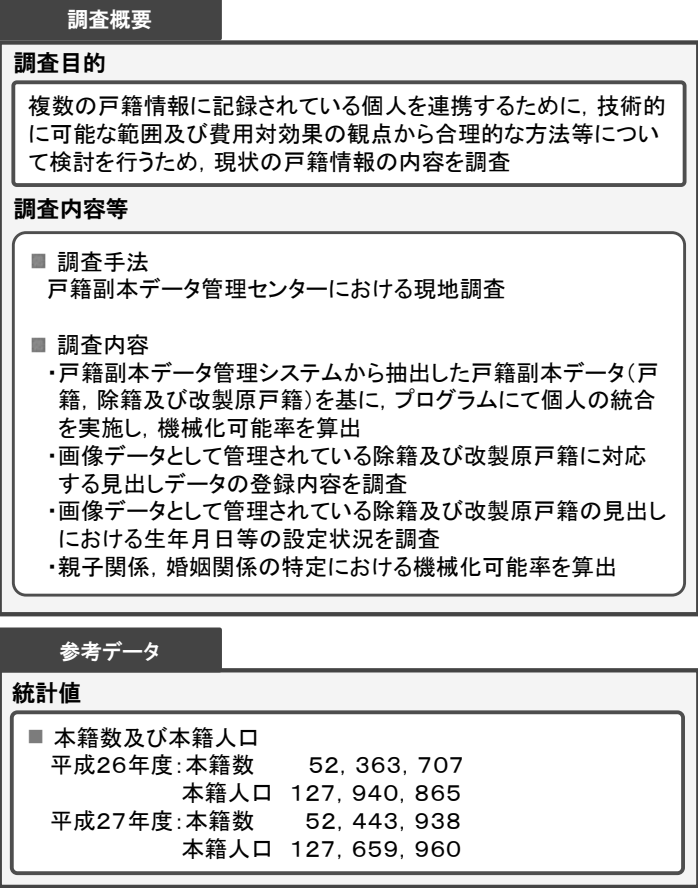
27

(3) 戸籍に関する国民の意識調査(つづき)



29

4 戸籍情報の態様等に係る調査



5 戸籍記録文字に係る調査

調査概要

調査目的

戸籍に登録されている文字の統一的な整理を検討するために、現状の市区町村の文字の取扱い状況等を調査

調査内容等

■ 調査手法

・全市区町村に対する書面調査

・戸籍情報システム開発事業者に対する書面調査

■ 主な調査内容

・市区町村で管理する外字数及び管理状況を調査

・戸籍情報システム開発事業者の管理する内字数等を調査

・外字及び内字の一部に対して文字同定を試行することで、戸籍統一文字等に包摂できない文字の比率及び字形の傾向を調査

・改製不適合戸籍の原因となった文字字形を明らかにし、この一部に対して文字同定を試行することで、戸籍統一文字等に包摂可能な文字の比率及び字形の傾向を調査

参考データ

■ 戸籍統一文字

平成16年の戸籍手続のオンライン化実施に伴い定められたオンラインによる情報交換用の文字集合

文字数: 56, 042文字

主な調査結果

市区町村で使用される文字数の試算と戸籍統一文字への包摂可否

文字包摂基準

常用漢字表(付)字体についての解説を基にした包摂基準により文字同定作業の試行を実施

包摂基準の例(矢印部分の大きさや位置は異なるが同じ文字とする)

(1) 大小, 高低などに関する例

硬 硬 吸 吸 頃 頃

文字同定の試行結果

■ サンプル5, 000文字を対象に実施

■ 外字の86. 1%が戸籍統一文字に包摂可能

■ 改製不適合戸籍の原因文字であっても、一定数は包摂可能

#	内訳	試算文字数	戸籍統一文字に包摂された割合
1	市区町村が管理する外字	1,028,088	86.1%
2	改製不適合戸籍の原因となった文字	12,179	22.8%
3	戸籍情報システムの内字	177,514	80.6%
合計		1,217,781(※)	—

※収集した文字数と収集状況から、市区町村の戸籍事務で使用される文字数を試算。市区町村間で同一文字がある場合は、重複して計上

1 マイナンバー連携(※情報提供ネットワークシステムを利用した連携)実現のための技術的検討
(1) マイナンバー連携を前提とした場合の留意事項(情報提供ネットワークシステム側の原則)

留意事項

■ 氏名、生年月日、性別、住所(4情報)については、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の本人確認情報から取得

➡ (本人及び親族に係る)4情報はマイナンバー連携による情報提供ができない。

■ マイナンバーも住基ネットから取得可能(通常は個人からの申請等により取得)

＜マイナンバー連携用のネットワークシステム(情報提供ネットワークシステム)を通じて、情報照会に応じた情報提供を行う場合のイメージ＞

情報照会機関

事務システム

マイナンバー

4情報(氏名、住所等)

戸籍情報

※(4情報以外の)戸籍情報はマイナンバー連携で取得

戸籍情報

中間サーバー相当

情報照会

情報提供

情報提供ネットワークシステム

情報提供機関

中間サーバー相当

連携情報

戸籍情報

事務執行機関

戸籍システム等

戸籍正本等

※ マイナンバー、4情報は住基ネットから取得

マイナンバー

4情報

住民基本台帳ネットワークシステム

※ 画像データの戸籍情報について、機械的に特定の項目に係る情報のみを抽出し、提供することはできない。

※ 異なる戸籍に記載された者同士の親族的身分関係情報を機械的に抽出することは容易でない。

留意事項

二者間の親族的身分関係を確認する場合は、一方の者のマイナンバーをもって他方の者を探索することはできないので、情報照会者は、少なくとも当該二者それぞれのマイナンバーを入手する必要がある。

① マイナンバー0001の配偶者は誰？

② 配偶者(妻)の氏名・マイナンバー等の提供は不可

情報照会機関

連携情報

情報提供機関

A市

戸籍情報システム

現在戸籍(電算化)

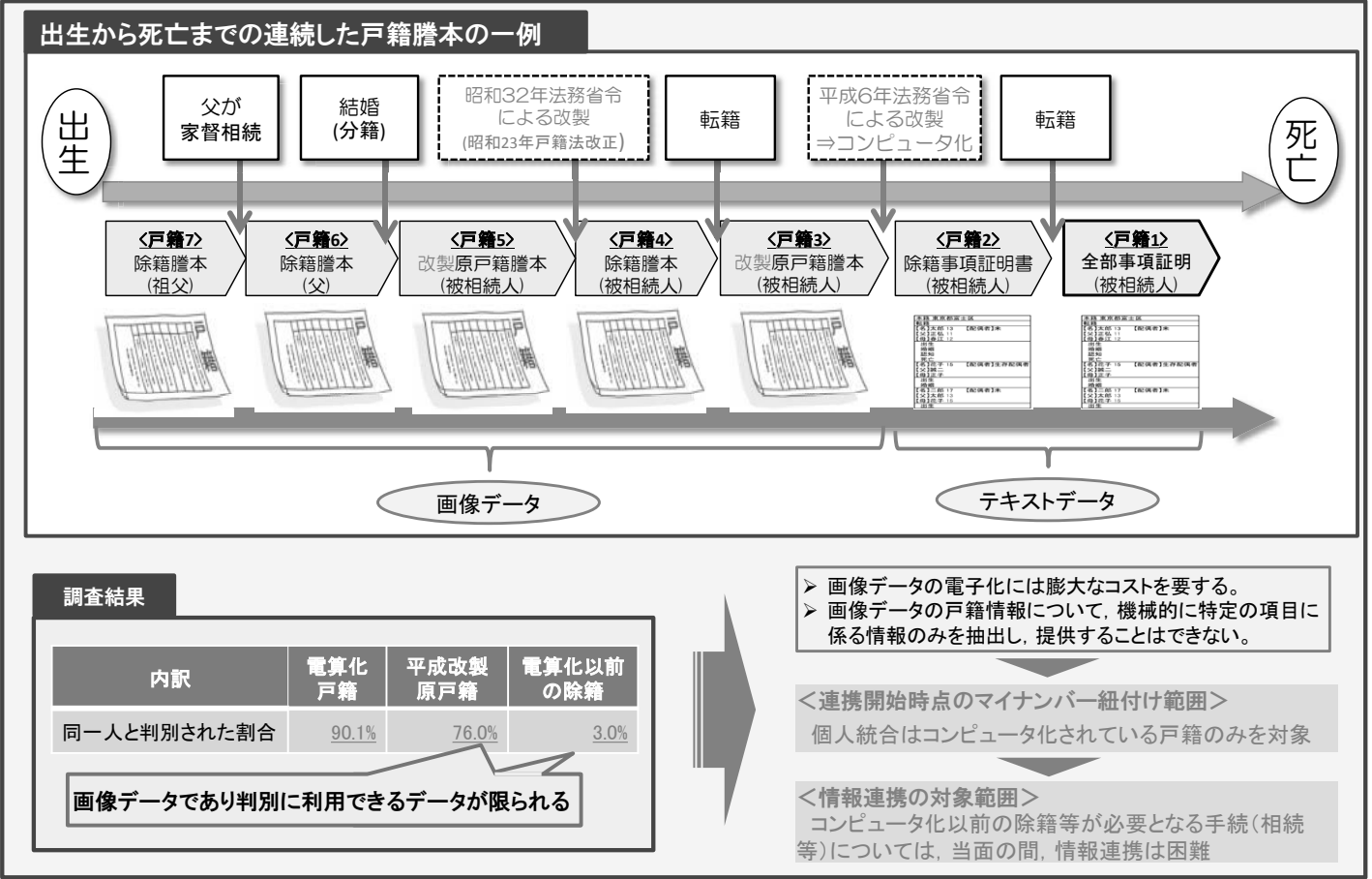
夫

妻

マイナンバー0001

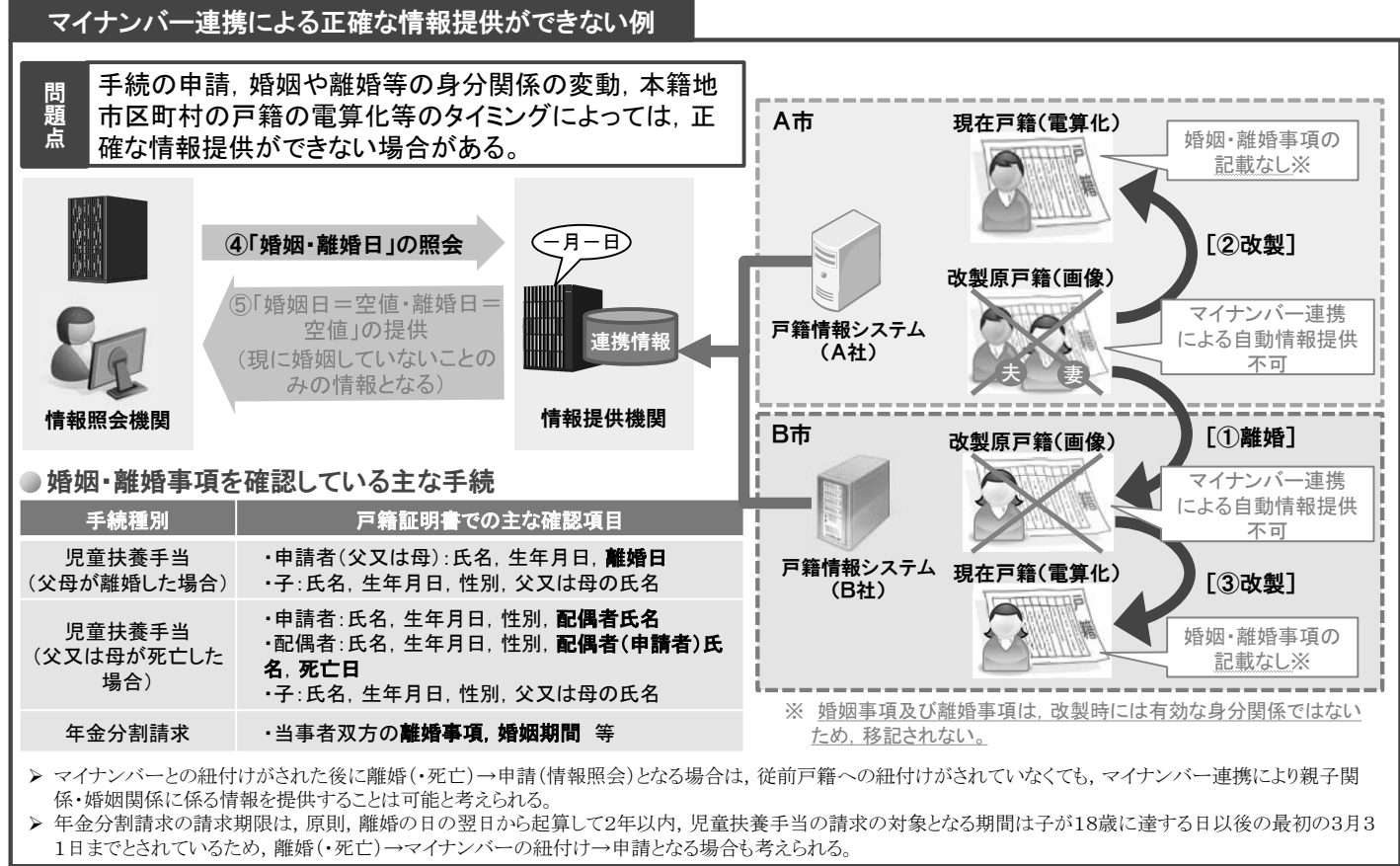
マイナンバー0002

(2) 情報提供者側におけるマイナンバー連携をする際の留意事項(その1)



12

(3) 情報提供者側におけるマイナンバー連携をする際の留意事項(その2)



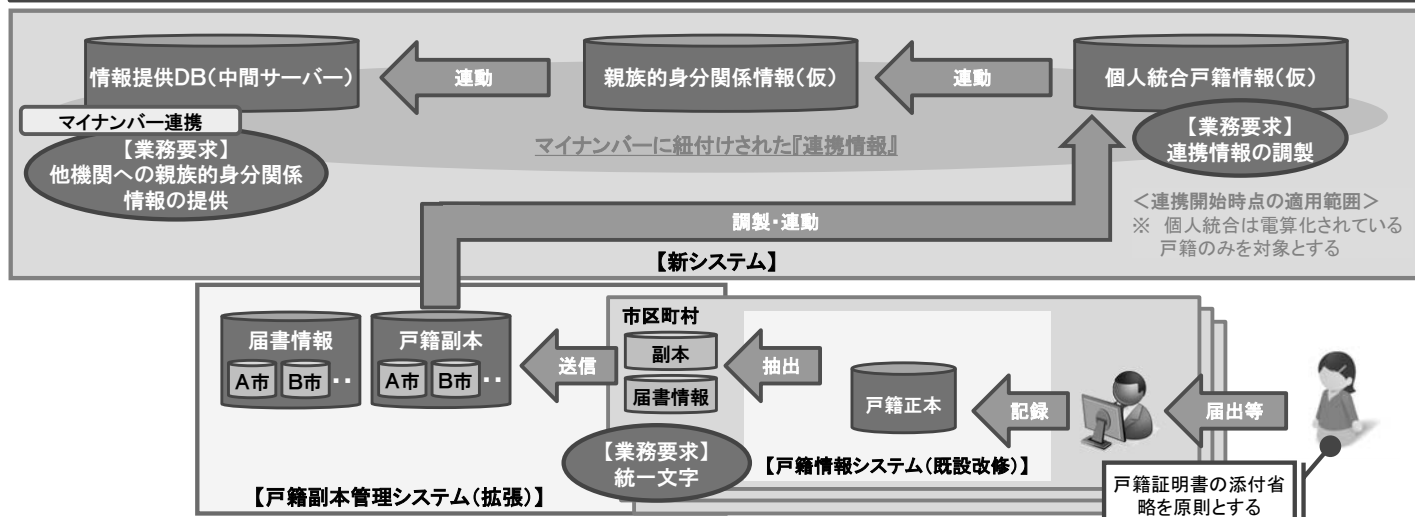
2 連携のための戸籍情報の在り方について

(1) 親族的身分関係情報の作成

連携情報としての戸籍情報について、親子関係等の親族的身分関係の情報をマイナンバー連携により実現するためには、現状の戸籍編製を基礎とした情報概念とは別に、以下の新たな情報概念を導入する必要がある。

<新たな情報概念>

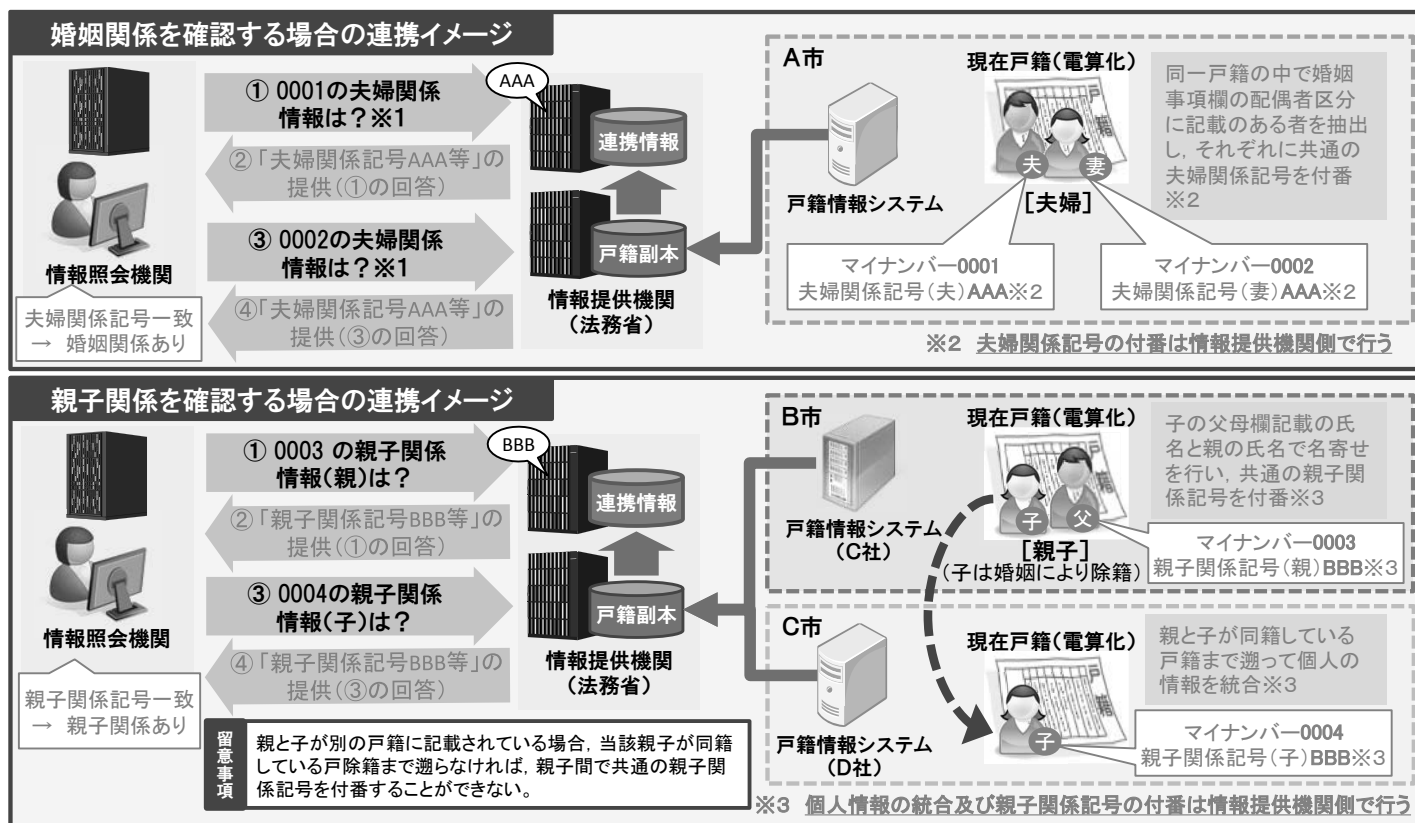
- ① 全国の戸籍情報をバックアップする役割を有する戸籍副本を基に、市区町村の戸籍の記録について、個人ごとに戸籍情報を備える。
=> 個人統合戸籍情報(仮)
- ② 個人統合戸籍情報から、個人を特定する情報を除いた上で、個人間の親族的身分関係を設定した情報を作成し、個人統合戸籍情報の変更(市区町村の戸籍正本の変更)と同期させる。=> 親族的身分関係情報(仮)
- ③ 親族的身分関係情報からマイナンバー連携のための情報提供DBを設定する。



14

(2) 情報提供ネットワークシステムを利用した戸籍情報の連携イメージ

★ 夫婦、親子等の一定の親族関係にある者に一意の共通記号(夫婦関係記号、親子関係記号等)を付番し、情報照会機関には当該記号を回答



15

(3)マイナンバー連携による連携候補手続について

戸籍証明書の提出が必要となる手続については、相続関係手続等、画像データ化された古い除籍等を必要とする手続が多くを占めているが、画像データ化された除籍等については、マイナンバーとの紐付けに当たっては手作業が必要であり、照会された情報について自動的に抽出して応答するためには、別途データのセットアップをし、紐付けない限り不可能であることから、情報連携は困難と考えられる。そこで、マイナンバー連携による連携候補手続については、電算化された戸籍の範囲で大部分が対応可能と想定される手続が考えられる。

一方、法令上、戸籍証明書を必要とする手続の数は200以上にも上るが、このうち戸籍証明書の代替として住民票の写しの提出が認められているものや証明書の提出先が行政機関でないものを除き、費用対効果の観点から、当該事務の処理件数等の実績を踏まえ、ある程度の連携効果が見込めるものを中心に検討を進める必要がある。

現時点で、これらの条件に合致するものとして、例えば、以下の手続が戸籍の連携候補手続として挙げられる。

連携候補手続	連携候補先(所管庁)	戸籍証明書での主な確認項目
児童扶養手当請求	市区町村 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局)	・申請者の氏名, 生年月日, 婚姻日, 離婚日 ・申請者と子の続柄, 親権の有無
老齢年金請求	日本年金機構 (厚生労働省年金局)	・受給権者と加給年金額対象者等との続柄(配偶者, (未成年等の)子) ・現在の婚姻期間等
年金分割請求		・当事者双方の離婚事項, 婚姻期間等
旅券発給申請	旅券事務所 (外務省領事局)	・旅券発給申請者の戸籍が存在すること(日本国籍の有無の確認) ・申請者の氏名, 生年月日, 性別, 本籍 ・(未成年申請者の場合)法定代理人の氏名, 続柄, 親権の有無 ・申請者の婚姻事項, 離婚事項, 養子縁組事項

2 一元化システムへの移行等に係る課題

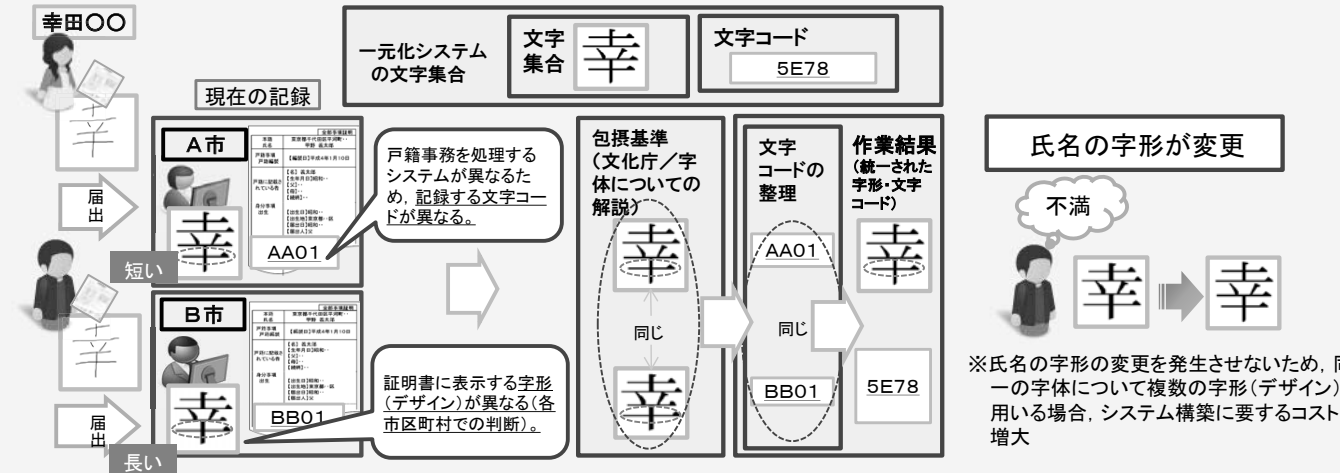
戸籍情報は全国民の親族的身分関係を登録している基盤情報であり、かつ離婚、認知といった機微性の高い情報も含まれていることから、戸籍情報システムのシステム移行に当たっては、データの損失防止や移行後のデータの同一性確認について、より慎重な対応が必要となる。

1 氏名に使用している字形の変更

戸籍情報は氏名を登録・公証しており、住民票等の氏名情報の基となっているところ、氏名の字形(デザイン)は各市区町村が使用している戸籍情報システムのフォントにより異なっており、統一されていない。

また、システムに標準搭載されていない文字については、各市区町村で個別に外字を作成しており、その総数は102万字を超えると推測される。

現状、戸籍情報システムの開発事業者は7社あるところ、一元化システムへ移行する場合、一元化システムが使用している字形(デザイン)に統一されることから、多数の国民の氏名の字形(デザイン)が変更することが想定され、氏名の字形(デザイン)をアイデンティティの一つとしてこだわりを持つ国民が不満を抱き、トラブルに発展するおそれがある。



2 移行対象のデータ形式

戸籍情報システムに限らず、多くの行政システムにおいては、当該システムを開発する事業者によって、採用する文字コード、データフォーマット等が異なるため、システム移行を行う際には、事業者固有のデータ形式を汎用的な形式に変換しなければならない。その際、旧システム業者が実施するデータ取出し作業費等が高額となり、結果的にベンダーロックインが生じている場合がある。

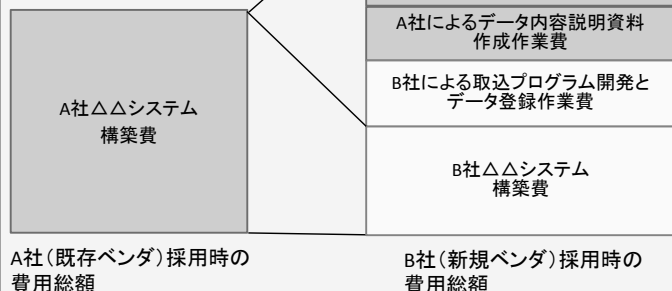
3 中間標準レイアウトに含まれないデータ

システム移行に伴うデータ取出し作業費等を抑制するため、総務省において中間標準レイアウトが作成されているが、下表に掲げる機能については、同レイアウトに含まれておらず、ベンダーや市区町村ごとに運用やデータ形式が異なる場合があり、当該データの変換や変換後の検証等の作業量の増加が見込まれる。また、民刑や本人通知管理といったデータについては、戸籍事務とは異なる事務であることから、一元化するシステムでは扱えず、当該データを管理するシステムを移行後に各市区町村が整備する必要がある。

データ移行のコスト高

中間標準レイアウトに含まれない戸籍情報システムの機能(A社)

	データ	説明
標準機能	付箋(発行抑止)	DVなど証明発行の警告、禁止などで使用
	統計情報	事件表などを含む統計データ
	アクセスログ	操作や証明発行などログ情報
	遡り用データ	相続検索のための親族関係をつなぐデータ
	掛紙フラグ	掛紙の有無によって認証文の変更と認証頁を変更
	受理証明書データ	受理証明書の要旨データ及び特別受理証明書データ
オプション機能	本人確認データ	届出時に本人確認した情報及び通知データ
	廃棄データ	廃棄フラグ及び廃棄証明書データ
	受附帳イメージ管理	電算化前の受附帳をイメージ管理するためのデータ
	民刑	犯歴管理のためのデータ
	記載不要	記載の不要な届書のデータ
	郵送請求	郵送請求を実施、管理するためのデータ
	本人通知管理	本人以外から請求発行に対するお知らせ通知データ



37

4 システムの切替え

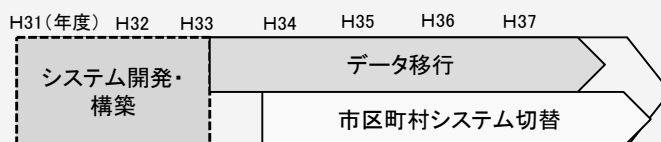
戸籍情報システムの導入は市区町村の状況に応じて進められてきたため、システムの切替え(リース期間の満了)時期のタイミングが様々である。

移行期間の長期化
(最短でも5年以上)

○ 次期システムの更新予定時期

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
市区町村数	241	267	302	302	297

○ 一元化システムへ移行するとした場合のイメージ(最短)



※あくまでも最短のイメージであり、これ以上かかることも十分あり得る。

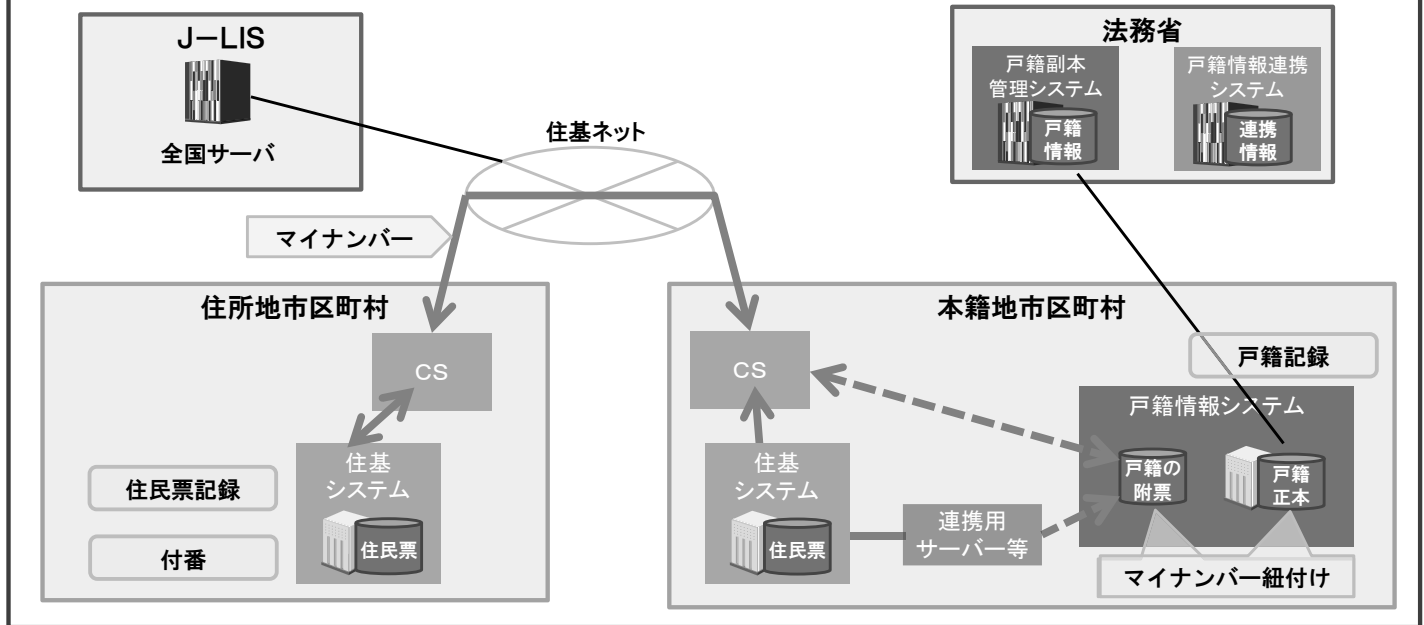
現状の戸籍事務への影響等をかんがみ、ネットワーク連携への対応と合わせて一斉に戸籍情報システムのシステム移行を行い、市区町村の既存の戸籍情報システムを集約し、一元化したシステムを構築するのは、現時点で現実的ではない。

コスト面への対応としては、ネットワーク連携への対応とは別に、例えば各市区町村の戸籍情報システムについて、低コストで移行することが可能なベンダー別のクラウド化を進めるなど、より長期的なスパンでシステムの集約を目指すことが考えられる。

本籍地市区町村と住所地市区町村との連携を前提としたマイナンバーの紐付け

戸籍事務は、戸籍の附票事務を通じて住民基本台帳事務と関連しており、戸籍の附票と住民基本台帳は双方で変更情報を通知する仕組みがある（住民基本台帳法第9条第2項、第19条第1項・第4項）。

この仕組みを利用し、住民基本台帳（住基システム）と戸籍の附票（戸籍情報システム）とがシステムの連携することにより、戸籍情報にマイナンバーを紐付ける方法が最も合理的な紐付け方法であると考えられる。



文字整備作業の概要

